議会２月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会２月定例会提出議案

議案番号	議　　件　　名
1	副広域連合長の選任について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
4	平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について
5	平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
6	平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
7	平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
8	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第１号

副広域連合長の選任について

次の者を新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第１１条及び第１２条第４項の規定により、議会の同意を求める。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　村　山　秀　幸

住　　所	氏　　名	年　齢
新潟県三島郡出雲崎町大字山谷１７３番地	小　林　則　幸	８５歳

議案第２号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　村　山　秀　幸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第１号の２を削り、同項第２号中「前２号」を「前号」に、「２７万５千円」を「２８万円」に改め、同項第３号中「前３号」を「前２号」に、「５０万円」を「５１万円」に改める。

第１６条第１項中「から第２号まで」を「、第２号」に改める。

附則第４条から附則第６条までを次のように改める。

（平成３１年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第４条　平成３１年度における保険料の賦課総額の算定について第１３条の規定を適用する場合においては、同条中「第１５条又は第１６条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成３１年度においては第１５条若しくは第１６条又は附則第５条に規定する基準に従い」とする。

（平成３１年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第５条　平成３１年度において第１５条第１項第１号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第１５条第１項第６号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第１５条第１項第１号の規定の適用については、同号中「１０分の７」とあるのは、「１０分の８」とする。

２　平成３１年度において第１５条第１項第１号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第１５条第１項第１号の規定の適用については、同号中「１０分の７」とあるのは、「２０分の１７」とする。

（平成３２年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第６条　平成３２年度における保険料の賦課総額の算定について第１３条の規定を適用する場合においては、同条中「第１５条又は第１６条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成３２年度においては第１５条若しくは第１６条又は附則第７条に規定する基準に従い」とする。

附則に次の１条を加える。

（平成３２年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第７条　平成３２年度において第１５条第１項第１号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令１５条第１項第６号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第１５条第１項第１号の規定の適用については、同号中「１０分の７」とあるのは「４０分の３１」とする。

附　則（平成　年　月　日条例第　号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第３号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　村　山　秀　幸

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

２　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第９条第２項及び第３項中「第７条」を「第７条第１項」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第４号

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）は、別紙のとおりとする。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　村　山　秀　幸

平成３０年度

一般会計補正予算書（第２号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第４号別紙

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　１，２０９，０８０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　村　山　秀　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1分担金及び負担金		1,182,073	△124,135	1,057,938
	1負担金	1,182,073	△124,135	1,057,938
3繰越金		5	124,169	124,174
	1繰越金	5	124,169	124,174
補正されなかった款項にかかる額		26,968		26,968
歳入合計		1,209,046	34	1,209,080

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2総　務　費		1,207,866	34	1,207,900
	1総　務　管　理　費	1,207,481	34	1,207,515
補正されなかった款項にかかる額		1,180		1,180
歳　出　合　計		1,209,046	34	1,209,080

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,182,073	△124,135	1,057,938
3 繰越金	5	124,169	124,174
補正されなかった款にかかる額	26,968		26,968
歳入合計	1,209,046	34	1,209,080

歳 出

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	1,207,866	34	1,207,900				34
補正されなかった款にかかる額	1,180		1,180				
歳出合計	1,209,046	34	1,209,080	0	0	0	34

歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,182,073	△124,135	1,057,938
1 負担金	1,182,073	△124,135	1,057,938
1 市町村負担金	1,182,073	△124,135	1,057,938
3 繰越金	5	124,169	124,174
1 繰越金	5	124,169	124,174
1 繰越金	5	124,169	124,174
補正されなかった款項目にかかる額	26,968		26,968
歳入合計	1,209,046	34	1,209,080

（単位:千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 事　務　費　負　担　金	△124,135	共通経費負担金　△124,135
1 繰　　越　　金	124,169	前年度繰越金　124,169

歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1,207,866	34	1,207,900				34
1 総務管理費	1,207,481	34	1,207,515				34
1 一般管理費	1,207,481	34	1,207,515				34
補正されなかった款項目にかかる額	1,180		1,180				
歳出合計	1,209,046	34	1,209,080	0	0	0	34

（単位:千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	34	001 一般管理事務費　34 特別調整交付金返還金　34

議案第５号

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、別紙のとおりとする。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　村　山　秀　幸

平成３０年度

後期高齢者医療特別会計

補正予算書（第２号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第５号別紙

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
（第２号）

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７８，５８９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ２６７，３１０，５３８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　村　山　秀　幸

第１表　歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 繰　入　金		2,716,281	76,747	2,793,028
	2 基　金　繰　入　金	1,633,292	76,747	1,710,039
8 繰　越　金		4,961,927	1,842	4,963,769
	1 繰　越　金	4,961,927	1,842	4,963,769
補正されなかった款項にかかる額		259,553,741		259,553,741
歳　入　合　計		267,231,949	78,589	267,310,538

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 諸　支　出　金		5,112,015	78,589	5,190,604
	1 償還金及び還付加算金	5,112,014	78,589	5,190,603
補正されなかった款項にかかる額		262,119,934		262,119,934
歳　出　合　計		267,231,949	78,589	267,310,538

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	2,716,281	76,747	2,793,028
8 繰越金	4,961,927	1,842	4,963,769
補正されなかった款にかかる額	259,553,741		259,553,741
歳入合計	267,231,949	78,589	267,310,538

歳 出

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6諸　支　出　金	5,112,015	78,589	5,190,604				78,589
補正されなかった款にかかる額	262,119,934		262,119,934				
歳　出　合　計	267,231,949	78,589	267,310,538	0	0	0	78,589

歳 入

款 項 目	補正前の額	補　正　額	計
7 繰入金	2,716,281	76,747	2,793,028
2 基金繰入金	1,633,292	76,747	1,710,039
1 基金繰入金	1,633,292	76,747	1,710,039
8 繰越金	4,961,927	1,842	4,963,769
1 繰越金	4,961,927	1,842	4,963,769
1 繰越金	4,961,927	1,842	4,963,769
補正されなかった款項目にかかる額	259,553,741		259,553,741
歳入合計	267,231,949	78,589	267,310,538

（単位:千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 医 療 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	76,747	医療財政調整基金繰入金　76,747
1 繰　　越　　金	1,842	前年度繰越金　1,842

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
6 諸支出金	5,112,015	78,589	5,190,604				78,589
1 償還金及び還付加算金	5,112,014	78,589	5,190,603				78,589
2 償還金	5,086,714	78,589	5,190,603				78,589
補正されなかった款項目にかかる額	262,119,934		262,119,934				
歳 出 合 計	267,231,949	78,589	267,310,538	0	0	0	78,589

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	78,589	001 償還金　78,589 国庫補助金返還金　78,589

議案第６号

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　村　山　秀　幸

平成３１年度

一 般 会 計 予 算 書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第６号別紙

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，１０８，７９０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　村　山　秀　幸

第１表　歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,081,076
	1 負担金	1,081,076
2 国庫支出金		27,515
	1 国庫補助金	27,515
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		198
	1 預金利子	60
	2 雑入	138
歳入合計		1,108,790

歳 出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		1,166
	1 議会費	1,166
2 総務費		1,107,524
	1 総務管理費	1,107,163
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	293
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		1,108,790

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,081,076	1,182,073	△100,997
2 国庫支出金	27,515	26,671	844
3 繰越金	1	1	0
4 諸収入	198	297	△99
歳入合計	1,108,790	1,209,042	△100,252

歳 出

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1議会費	1,166	1,080	86				1,166
2総務費	1,107,524	1,207,862	△100,338	27,515		138	1,079,871
3予備費	100	100	0				100
歳出合計	1,108,790	1,209,042	△100,252	27,515	0	138	1,081,137

歳 入

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,081,076	1,182,073	△100,997
1 負担金	1,081,076	1,182,073	△100,997
1 市町村負担金	1,081,076	1,182,073	△100,997
2 国庫支出金	27,515	26,671	844
1 国庫補助金	27,515	26,671	844
1 民生費国庫補助金	27,515	26,671	844
3 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
4 諸収入	198	297	△99
1 預金利子	60	31	29
1 預金利子	60	31	29
2 雑入	138	266	△128
1 雑入	138	266	△128
歳入合計	1,108,790	1,209,042	△100,252

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 事務費負担金	1,081,076	共通経費負担金	1,081,076
1 社会福祉費補助金	27,515	特別調整交付金	27,515
1 繰越金	1	前年度繰越金	1
1 預金利子	60	預金利子	60
1 雑入	138	職員駐車場利用者負担分	138

歳 出

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 議会費	1,166	1,080	86				1,166
1 議会費	1,166	1,080	86				1,166
1 議会費	1,166	1,080	86				1,166

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	681	001 議会運営費 1,166 議長報酬 30 副議長報酬 24 議員報酬 627 費用弁償 300 食糧費 32 会場借上料 153
9 旅費	300	
11 需用費	32	
14 使用料及び賃借料	153	

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1,107,524	1,207,862	△100,338	27,515		138	1,079,871
1 総務管理費	1,107,163	1,207,477	△100,314	27,515		138	1,079,510
1 一般管理費	1,107,163	1,207,477	△100,314	27,515 (国) 特別調整交付金 27,515 (他) 職員駐車場利用者負担分 138		138	1,079,510

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
1 報酬	178	001 一般管理事務費 1,015,718 連合長報酬 60 副連合長報酬 48 情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 70 法律相談謝礼 44 費用弁償 20 普通旅費 474 消耗品費 1,758 燃料費 39 食糧費 5 修繕料 50 通信運搬費 1,541 手数料 229 事務機器保守等委託料 1,607 例規保守委託料 165 ホームページ作成等委託料 751 広報チラシ等作成業務委託料 9,357 文書廃棄業務委託料 112 会場借上料 234 タクシー使用料 32 レンタカー使用料 190 自治会館駐車場使用料 25 高速道路等使用料 1,263 テレビ受信料 15 クラウドサービス使用料 612 事務室借上料 9,179 事務機器賃借料 1,396 事務用ファイルサーバ賃借料 644 事務所備品購入費 200 新潟県市町村総合事務組合負担金 64 地方公共団体情報システム機構負担金 45 全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金 50 特別会計事務費繰出金 985,439
8 報償費	170	
9 旅費	537	
11 需用費	2,016	
12 役務費	20,379	
13 委託料	21,780	
14 使用料及び賃借料	14,109	
18 備品購入費	200	
19 負担金、補助及び交付金	62,355	
28 繰出金	985,439	
		002 職員派遣関係経費 62,417 職員駐車場借上料 317 派遣職員人件費等負担金 62,100
		005 特別調整交付金事業費 29,028 医療懇談会委員謝礼 126 医療懇談会委員費用弁償 36 普通旅費 7 燃料費 15 食糧費 4 印刷製本費 145 医療懇談会郵送料 9 医療費通知郵送料 18,600

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		臓器提供意思表示関連委託料　389 広報チラシ等作成業務委託料　7,300 制度改正リーフレット等作成業務委託料　2,099 会場借上料　108 自治会館駐車場使用料　5 レンタカー使用料　59 高速道路等使用料　30 新潟県保険者協議会負担金　96

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 選挙費	68	68	0				68
1 選挙管理委員会費	68	68	0				68

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	58	001 選挙管理委員会費　68 委員報酬　58 費用弁償　10
9 旅費	10	

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 監査委員費	293	317	△24				293
1 監査委員費	293	317	△24				293

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	96	001 監査委員費　293 委員報酬　96 費用弁償　114 会場借上料　7 タクシー使用料　76
9 旅費	114	
14 使用料及び賃借料	83	

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
歳出合計	1,108,790	1,209,042	△100,252	27,515	0	138	1,081,137

3　予備費

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		001 予備費　100 予備費　100

給与費明細書

特別職　　（単位：千円）

区分		職員数（人）	給与費							共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	寒冷地手当	その他手当	計			
本年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	681						681		681	
	その他特別職	11	224						224		224	
	計	43	1,013						1,013		1,013	
前年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	656						656		656	
	その他特別職	11	259						259		259	
	計	43	1,023						1,023		1,023	
比較	長等	0	0						0		0	
	議員	0	25						25		25	
	その他特別職	0	△ 35						△ 35		△ 35	
	計	0	△ 10						△ 10		△ 10	

備考　長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

議案第７号

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　村　山　秀　幸

平成３１年度

後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第７号別紙

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２６９，０４２，３０８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの限度額は、２０，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２９２条において準用する同法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

２款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　村　山　秀　幸

第１表　歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金額
1 市町村支出金		44,892,814
	1 市町村負担金	44,892,814
2 国庫支出金		90,522,900
	1 国庫負担金	64,587,382
	2 国庫補助金	25,935,518
3 県支出金		22,774,440
	1 県負担金	22,124,440
	2 県財政安定化基金支出金	650,000
4 支払基金交付金		107,686,176
	1 支払基金交付金	107,686,176
5 特別高額医療費共同事業交付金		64,160
	1 特別高額医療費共同事業交付金	64,160
6 財産収入		156
	1 財産運用収入	156
7 繰入金		2,796,176
	1 一般会計繰入金	985,439
	2 基金繰入金	1,810,737
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		305,484
	1 預金利子	1,500
	2 延滞金、加算金及び過料	2

（単位：千円）

款	項	金　　額
	3　雑　　入	303,982
歳　　入	合　　計	269,042,308

歳 出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		1,168,767
	1 総務管理費	1,168,767
2 保険給付費		266,923,292
	1 療養諸費	256,787,514
	2 高額療養諸費	8,970,378
	3 その他医療給付費	1,165,400
3 県財政安定化基金拠出金		104,659
	1 県財政安定化基金拠出金	104,659
4 特別高額医療費共同事業拠出金		64,350
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	64,350
5 保健事業費		735,438
	1 健康保持増進事業費	735,438
6 諸支出金		25,302
	1 償還金及び還付加算金	25,301
	2 延滞金	1
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		269,042,308

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	44,892,814	43,454,930	1,437,884
2 国庫支出金	90,522,900	88,392,643	2,130,257
3 県支出金	22,774,440	22,220,345	554,095
4 支払基金交付金	107,686,176	104,991,887	2,694,289
5 特別高額医療費共同事業交付金	64,160	60,661	3,499
6 財産収入	156	1,000	△844
7 繰入金	2,796,176	2,716,281	79,895
8 繰越金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	305,484	307,487	△2,003
歳入合計	269,042,308	262,145,236	6,897,072

歳 出

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	1,168,767	1,270,050	△101,283	162,364		995,093	11,310
2保険給付費	266,923,292	260,072,294	6,850,998	111,873,327		129,275,788	25,774,177
3県財政安定化基金拠出金	104,659	104,659	0				104,659
4特別高額医療費共同事業拠出金	64,350	60,854	3,496				64,350
5保健事業費	735,438	591,577	143,861	377,715			357,723
6諸支出金	25,302	25,302	0				25,302
7公債費	20,000	20,000	0				20,000
8予備費	500	500	0			500	
歳出合計	269,042,308	262,145,236	6,897,072	112,413,406	0	130,271,381	26,357,521

歳 入

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	44,892,814	43,454,930	1,437,884
1 市町村負担金	44,892,814	43,454,930	1,437,884
1 保険料等負担金	23,661,343	22,755,196	906,147
2 療養給付費負担金	21,231,471	20,699,734	531,737
2 国庫支出金	90,522,900	88,392,643	2,130,257
1 国庫負担金	64,587,382	62,969,814	1,617,568
1 療養給付費負担金	63,694,413	62,099,203	1,595,210
2 高額医療費負担金	892,969	870,611	22,358
2 国庫補助金	25,935,518	25,422,829	512,689
1 調整交付金	25,029,513	24,267,018	762,495
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	180,226	193,599	△13,373
4 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	725,779	962,212	△236,433
3 県支出金	22,774,440	22,220,345	554,095
1 県負担金	22,124,440	21,570,345	554,095
1 療養給付費負担金	21,231,471	20,699,734	531,737
2 高額医療費負担金	892,969	870,611	22,358
2 県財政安定化基金支出金	650,000	650,000	0

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 保険料等負担金	23,661,343	保険料等負担金 23,661,343
1 現年度分	21,231,471	療養給付費負担金（現年度分） 21,231,471
1 現年度分	63,694,413	療養給付費負担金（現年度分） 63,694,413
1 現年度分	892,969	高額医療費負担金（現年度分） 892,969
1 調整交付金	25,029,513	普通調整交付金 24,511,505 特別調整交付金 518,008
1 後期高齢者医療制度事業費補助金	180,226	後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分） 180,226
1 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	725,779	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 725,779
1 現年度分	21,231,471	療養給付費負担金（現年度分） 21,231,471
1 現年度分	892,969	高額医療費負担金（現年度分） 892,969

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 県財政安定化基金交付金	650,000	650,000	0
4 支払基金交付金	107,686,176	104,991,887	2,694,289
1 支払基金交付金	107,686,176	104,991,887	2,694,289
1 後期高齢者交付金	107,686,176	104,991,887	2,694,289
5 特別高額医療費共同事業交付金	64,160	60,661	3,499
1 特別高額医療費共同事業交付金	64,160	60,661	3,499
1 特別高額医療費共同事業交付金	64,160	60,661	3,499
6 財産収入	156	1,000	△844
1 財産運用収入	156	1,000	△844
1 利子及び配当金	156	1,000	△844
7 繰入金	2,796,176	2,716,281	79,895
1 一般会計繰入金	985,439	1,082,989	△97,550
1 一般会計繰入金	985,439	1,082,989	△97,550
2 基金繰入金	1,810,737	1,633,292	177,445
1 基金繰入金	1,810,737	1,633,292	177,445
8 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 県財政安定化基金交付金	650,000	県財政安定化基金交付金	650,000
1 現年度分	107,686,176	後期高齢者交付金（現年度分）	107,686,176
1 特別高額医療費共同事業交付金	64,160	特別高額医療費共同事業交付金	64,160
1 利子及び配当金	156	医療財政調整基金運用利子収入	156
1 事務費繰入金	985,439	事務費繰入金	985,439
2 医療財政調整基金繰入金	1,810,737	医療財政調整基金繰入金	1,810,737
1 繰越金	1	前年度繰越金	1

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	305,484	307,487	△2,003
1 預金利子	1,500	1,079	421
1 預金利子	1,500	1,079	421
2 延滞金、加算金及び過料	2	2	0
1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
3 雑入	303,982	306,406	△2,424
1 第三者納付金	293,981	293,981	0
2 返納金	3	3	0
3 雑入	9,998	12,422	△2,424
歳入合計	269,042,308	262,145,236	6,897,072

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 県財政安定化基金借入金	1	県財政安定化基金借入金	1
1 預金利子	1,500	預金利子	1,500
1 延滞金	1	延滞金	1
1 過料	1	過料	1
1 第三者納付金	293,981	第三者納付金	293,981
1 返納金	3	返納金 返納金（負担割合差額分） 返納金（無資格受診分）	1 1 1
1 雑入	9,998	電算システム回線共有負担金	9,998

歳 出

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	1,168,767	1,270,050	△101,283	162,364		995,093	11,310
1 総務管理費	1,168,767	1,270,050	△101,283	162,364		995,093	11,310
1 一般管理費	1,168,767	1,270,050	△101,283	162,364 (国) 特別調整交付金 162,364 (他) 医療財政調整基金運用利子収入 156 (他) 事務費繰入金 984,939 (他) 電算システム回線共有負担金 9,998		995,093	11,310

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
9 旅費	599	001 業務一般管理事務費 111,378 普通旅費 599 消耗品費 316 燃料費 15 レンタカー使用料 48 派遣職員人件費等負担金 110,400
11 需用費	4,036	002 医療給付経費 533,319 印刷製本費 2,905 通信運搬費 88,608 被保険者証等作成封入封緘業務委託料 20,122 レセプト２次点検業務委託料 77,202 過誤処理業務委託料 12,800 審査支払システム保守管理業務委託料 35,289 審査支払電算処理業務委託料 219,186 減額証作成業務委託料 4,252 給付関係現金支給処理業務委託料 33,425 人材派遣業務委託料 8,331 高額介護合算療養費申請書入力業務委託料 3,680 医療費通知作成業務委託料 7,922 限度証作成業務委託料 948 第三者行為求償事務負担金 18,649
12 役務費	119,445	
13 委託料	590,634	
14 使用料及び賃借料	187,877	
19 負担金、補助及び交付金	155,115	
25 積立金	111,061	003 保険料賦課経費 862 被扶養者情報提供料 862 004 電算システム経費 389,528 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,410 システム構築等業務委託料 21,822 セキュリティ業務委託料 7,832 稼動維持支援等業務委託料 85,249 全国町字ファイル保守業務委託料 327 特別調整交付金（結核・精神病）支援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 43 電算システム賃借料 187,829 番号制度負担金 26,066 005 医療財政調整基金経費 111,061 医療財政調整基金積立金 110,905 医療財政調整基金積立金（利子分） 156 006 医療費適正化推進事業経費 22,619 ジェネリック医薬品差額通知郵送料 11,408

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
項				特定財源			一般財源
目				国県支出金	地方債	その他	

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		重複頻回受診者訪問相談事業郵送料　19 ジェネリック医薬品差額通知業務委託料　7,892 重複頻回受診者等訪問相談委託料　3,300

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 保険給付費	266,923,292	260,072,294	6,850,998	111,873,327		129,275,788	25,774,177
1 療養諸費	256,787,514	250,890,037	5,897,477	108,227,232		124,994,173	23,566,109
1 療養給付費	249,468,402	243,349,126	6,119,276	105,437,363		121,718,027 （国）療養給付費負担金（現年度分）59,970,691 （国）高額医療費負担金（現年度分）892,969 （国）普通調整交付金 23,078,506 （県）療養給付費負担金（現年度分）19,990,229 （県）高額医療費負担金（現年度分）892,969 （県）県財政安定化基金交付金 611,999 （他）療養給付費負担金（現年度分）19,990,229 （他）後期高齢者交付金（現年度分）101,390,595 （他）特別高額医療費共同事業交付金 60,409 （他）第三者納付金 276,794	22,313,012
2 療養費	1,995,137	2,053,748	△58,611	828,959		973,447 （国）療養給付費負担金（現年度分）479,619 （国）普通調整交付金 184,572 （県）療養給付費負担金（現年度分）159,873 （県）県財政安定化基金交付金 4,895 （他）療養給付費負担金（現年度分）159,873 （他）後期高齢者交付金（現年度分）810,877 （他）特別高額医療費共同事業交付金 483 （他）第三者納付金 2,214	192,731
3 食事・生活療養費	3,998,223	4,159,162	△160,939	1,661,220		1,950,771 （国）療養給付費負担金（現年度分）961,149 （国）普通調整交付金 369,879 （県）療養給付費負担金（現年度分）320,383 （県）県財政安定化基金交付金 9,809 （他）療養給付費負担金（現年度分）320,383 （他）後期高齢者交付金（現年度分）1,624,984	386,232

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	249,468,402	001 療養給付費 249,468,402 療養給付費 249,468,402
19 負担金、補助及び交付金	1,995,137	001 療養費 1,995,137 療養費 1,995,137
19 負担金、補助及び交付金	3,998,223	001 食事・生活療養費 3,998,223 食事・生活療養費 3,998,223

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
				（他）特別高額医療費共同事業交付金 968 （他）第三者納付金 4,436			
4 訪問看護療養費	720,687	736,249	△15,562	299,438		351,631 （国）療養給付費負担金（現年度分） 173,249 （国）普通調整交付金 66,671 （県）療養給付費負担金（現年度分） 57,750 （県）県財政安定化基金交付金 1,768 （他）療養給付費負担金（現年度分） 57,750 （他）後期高齢者交付金（現年度分） 292,906 （他）特別高額医療費共同事業交付金 175 （他）第三者納付金 800	69,618
5 特別療養費	1	1	0				1
6 移送費	600	600	0	252		297 （国）療養給付費負担金（現年度分） 146 （国）普通調整交付金 56 （県）療養給付費負担金（現年度分） 49 （県）県財政安定化基金交付金 1 （他）療養給付費負担金（現年度分） 49 （他）後期高齢者交付金（現年度分） 248	51
7 審査支払手数料	604,464	591,151	13,313				604,464

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	720,687	001 訪問看護療養費 720,687 訪問看護療養費 720,687
19 負担金、補助及び交付金	1	001 特別療養費 1 特別療養費 1
19 負担金、補助及び交付金	600	001 移送費 600 移送費 600
13 委託料	604,464	001 審査支払手数料 604,464 審査支払業務委託料 604,464

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 高額療養諸費	8,970,378	8,034,157	936,221	3,646,095		4,281,615	1,042,668
1 高額療養費	8,542,261	7,749,991	792,270	3,549,218 （国）療養給付費負担金（現年度分）2,053,508 （国）普通調整交付金 790,251 （県）療養給付費負担金（現年度分）684,503 （県）県財政安定化基金交付金 20,956 （他）療養給付費負担金（現年度分）684,503 （他）後期高齢者交付金（現年度分）3,471,802 （他）特別高額医療費共同事業交付金 2,069 （他）第三者納付金 9,478		4,167,852	825,191
2 高額介護合算療養費	428,117	284,166	143,951	96,877 （国）療養給付費負担金（現年度分）56,051 （国）普通調整交付金 21,570 （県）療養給付費負担金（現年度分）18,684 （県）県財政安定化基金交付金 572 （他）療養給付費負担金（現年度分）18,684 （他）後期高齢者交付金（現年度分）94,764 （他）特別高額医療費共同事業交付金 56 （他）第三者納付金 259		113,763	217,477

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	8,542,261	001 高額療養費 8,542,261 高額療養費 8,542,261
19 負担金、補助及び交付金	428,117	001 高額介護合算療養費 428,117 高額介護合算療養費 428,117

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 その他医療給付費	1,165,400	1,148,100	17,300				1,165,400
1 葬祭費	1,165,400	1,148,100	17,300				1,165,400

2　保険給付費

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	1,165,400	001 葬祭費　1,165,400 葬祭費　1,165,400

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 県財政安定化基金拠出金	104,659	104,659	0				104,659
1 県財政安定化基金拠出金	104,659	104,659	0				104,659
1 県財政安定化基金拠出金	104,659	104,659	0				104,659

3　県財政安定化基金拠出金

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	104,659	001 県財政安定化基金拠出金　104,659 財政安定化基金拠出金　104,659

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
4 特別高額医療費共同事業拠出金	64,350	60,854	3,496				64,350
1 特別高額医療費共同事業拠出金	64,350	60,854	3,496				64,350
1 特別高額医療費共同事業拠出金	64,160	60,661	3,499				64,160
2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	190	193	△3				190

4　特別高額医療費共同事業拠出金

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	64,160	001 特別高額医療費共同事業拠出金 64,160 特別高額医療費共同事業拠出金 64,160
19 負担金、補助及び交付金	190	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 190 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 190

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
5 保健事業費	735,438	591,577	143,861	377,715			357,723
1 健康保持増進事業費	735,438	591,577	143,861	377,715			357,723
1 健康診査費	620,614	476,375	144,239	264,009 (国) 特別調整交付金 96,480 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業・医療費適正化事業分) 167,529			356,605
2 その他健康保持増進事業費	114,824	115,202	△378	113,706 (国) 特別調整交付金 101,009 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業・医療費適正化事業分) 12,697			1,118

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
13 委託料	611,488	001 健康診査事業費 620,614 健康診査業務委託料 581,995 歯科健診業務委託料 29,493 後期高齢者医療特別対策補助金 9,126
19 負担金、補助及び交付金	9,126	
12 役務費	374	001 その他健康保持増進事業費 114,824 通信運搬費 266 手数料 108 低栄養・重症化予防等業務委託料 16,939 その他健康保持増進業務委託料 2,638 後期高齢者医療特別対策補助金 94,873
13 委託料	19,577	
19 負担金、補助及び交付金	94,873	

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
6 諸支出金	25,302	25,302	0				25,302
1 償還金及び還付加算金	25,301	25,301	0				25,301
1 保険料還付金	25,000	25,000	0				25,000
2 償還金	1	1	0				1
3 還付加算金	300	300	0				300

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	25,000	001 保険料還付金 25,000 保険料還付金 25,000
23 償還金利子及び割引料	1	001 償還金 1 国庫負担金返還金 1
23 償還金利子及び割引料	300	001 還付加算金 300 還付加算金 300

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 延滞金	1	1	0				1
1 延滞金	1	1	0				1

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	1	001 延滞金　1 延滞金　1

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
7 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 利子	20,000	20,000	0				20,000

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	20,000	001 一時借入金利子　20,000 一時借入金利子　20,000

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
8 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0			500 (他) 事務費繰入金 500	
歳出合計	269,042,308	262,145,236	6,897,072	112,413,406	0	130,271,381	26,357,521

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		001 予備費　500 予備費　500

議案第８号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第１項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成３１年２月２４日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　村　山　秀　幸

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第２の６の項中「上越広域伝染病院組合」の次に「、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」を加える。

附　則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

平成３１年２月定例会提出議案の概要

議案番号	件　　名	主な内容
1	副広域連合長の選任について	広域連合規約第１２条第４項の規定により議会の同意を求めるもの。
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	国の保険料軽減特例の見直し並びに軽減判定基準の拡大に伴い所要の改正を行うもの。
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制において、時間外労働の上限規制等が導入されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。
4	平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第２号)について	特別調整交付金及び共通経費負担金等の精算について所要経費を補正するもの。 【補正前】　１，２０９，０４６千円 【補正額】　３４千円 【補正後】　１，２０９，０８０千円
5	平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)について	特別調整交付金の精算、前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金繰入金の追加について所要経費を補正するもの。 【補正前】２６７，２３１，９４９千円 【補正額】　７８，５８９千円 【補正後】２６７，３１０，５３８千円
6	平成31年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	歳入歳出総額　１，１０８，７９０千円
7	平成31年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	歳入歳出総額　２６９，０４２，３０８千円
8	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する共同処理事務に三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合が追加加入することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約を変更するもの。

議案第１号関係

副広域連合長の選任について

議案第１号関係資料

議案第１号　副広域連合長の選任について

１　選任方法

副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
（新潟県後期高齢者医療広域連合規約第１２条第４項）

２　任期

副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。
（新潟県後期高齢者医療広域連合規約第１３条）

出雲崎町長の任期満了日：平成３２年２月３日

議案第２号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第２号関係資料

議案第２号　新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

１　一部改正の理由

国における保険料軽減特例の見直しに伴い、低所得世帯の被保険者並びに被用者保険の被扶養者であった被保険者（元被扶養者）に係る保険料軽減割合の見直し、及び低所得世帯の被保険者に対する保険料軽減対象の拡充を行うため、所要の改正を行うもの。

２　条例改正の概要

（１）保険料軽減割合の見直し（第１５条、附則第４条から附則第７条）

①現行の均等割額９割軽減について、
平成３１年度は８割軽減、平成３２年度は７割軽減とする。

②現行の均等割額８．５割軽減について、
平成３１年度は継続、平成３２年度は７．７５割軽減、
平成３３年度は７割軽減とする。

③元被扶養者の軽減について、
低所得世帯の被保険者に係る軽減が適用される場合を除き、平成３０年度までは一律均等割額５割軽減、平成３１年度以後は制度加入時から２年間に限り５割軽減とする。

（２）保険料軽減対象者の拡充（第１５条）

①均等割額５割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を
２７万５千円から２８万円に引き上げる。

②均等割額２割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を
５０万円から５１万円に引き上げる。

３　施行日

平成３１年４月１日

議案第２号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成１９年１１月２７日 条例第３３号	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成１９年１１月２７日 条例第３３号
（所得の少ない者に係る保険料の減額） 第１５条　所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1)　（略） (1)の２　（削除） (2)　当該年度の賦課期日において、前号　の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に２８万円　を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額 (3)　当該年度の賦課期日において、前２号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に５１万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の２を乗じて得た額	（所得の少ない者に係る保険料の減額） 第１５条　所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1)　（略） (1)の２　当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第１５条第１項第６号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者　前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の２を乗じて得た額を加えて得た額 (2)　当該年度の賦課期日において、前２号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に２７万５千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額 (3)　当該年度の賦課期日において、前３号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に５０万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の２を乗じて得た額

(4)　(略)
２　(略)

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)
第１６条　被扶養者であった被保険者(前条第１項第１号、第２号　　及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額を控除した額とする。
２　(略)

附　則

(平成３１年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第４条　平成３１年度における保険料の賦課総額の算定について第１３条の規定を適用する場合においては、同条中「第１５条又は第１６条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成３１年度においては第１５条若しくは第１６条又は附則第５条に規定する基準に従い」とする。

(平成３１年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第５条　平成３１年度において第１５条第１項第１号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第１５条第１項第６号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第１５条第１項第１号の規定の適用については、同号中「１０分の７」とあるのは、「１０分の８」とする。
２　平成３１年度において第１５条第１項第１号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第１５条第１項第１号の規定の適用については、同号中「１０分の７」とあるのは、「２０分の１７」とする。

(4)　(略)
２　(略)

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)
第１６条　被扶養者であった被保険者(前条第１項第１号から第２号まで及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額を控除した額とする。
２　(略)

附　則

(平成２２年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)
第４条　当分の間、平成２２年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第１５条第１項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１０分の７」とあるのは、「２０分の１７」とする。
２　前項の規定は、平成２２年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第１５条第１項第１号の２の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成３０年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)
第５条　平成３０年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１６条の規定を適用する場合においては、同条第１項中「被保険者(前条第１項第１号から第２号まで及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。)について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」とする。

（平成３２年度における保険料の賦課総額の算定の特例） 第６条　平成３２年度における保険料の賦課総額の算定について第１３条の規定を適用する場合においては、同条中「第１５条又は第１６条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成３２年度においては第１５条若しくは第１６条又は附則第７条に規定する基準に従い」とする。 （平成３２年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例） 第７条　平成３２年度において第１５条第１項第１号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令１５条第１項第６号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第１５条第１項第１号の規定の適用については、同号中「１０分の７」とあるのは「４０分の３１」とする。	（平成３０年度から平成３１年度までの間における保険料の賦課総額の算定の特例） 第６条　平成３０年度及び平成３１年度までの間における保険料の賦課総額の算定について第１３条の規定を適用する場合においては、同条中「第１５条又は第１６条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成３０年度においては第１５条若しくは第１６条又は附則第４条若しくは附則第５条に規定する基準に従い、平成３１年度においては第１５条若しくは第１６条又は附則第４条に規定する基準に従い、」とし、「あっては、」とあるのは「あっては、それぞれ」とする。 （追加）

附則

（施行期日等）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

別紙（議案第２号参考資料）

（１）保険料軽減割合の見直し（均等割９割、8.5 割軽減）

■概要

・後期高齢者医療制度における保険料の均等割については、被保険者の所得の状況に応じて７割、５割、２割の軽減がされますが、さらなる負担軽減のため制度開始当初から７割軽減を９割軽減または8.5割軽減とする特例措置が講じられています。

・今回、この特例措置について見直しが行われることとなりました。見直しの内容としては、以下のとおりです。

①９割軽減対象者に対しては、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて、平成 31 年（2019 年）度から段階的に７割軽減に移行

②8.5割軽減対象者に対しては、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことから、１年間の猶予期間を経て平成 32 年（2020 年）度から段階的に７割軽減に移行

■見直しの内容

～平成30年(2018年)度	平成31年(2019年)度	平成32年(2020年)度	平成33年(2021年)度～
７割軽減(11,070円/年) を ９割軽減（3,690円/年） に拡充	９割軽減 (3,690円/年) ➡ ８割軽減 (7,380円/年)	８割軽減 (7,380円/年) ➡ ７割軽減(本則) (11,070円/年)	７割軽減（本則） (11,070円/年)
７割軽減(11,070円/年) を 8.5割軽減(5,535円/年) に拡充	継続	8.5割軽減 (5,535円/年) ➡ 7.75割軽減 (8,302円/年)	7.75割軽減 (8,302円/年) ➡ ７割軽減(本則) (11,070円/年)

※表中の金額は、年間保険料額

■見直しによる県内における影響人数及び影響額の推計

	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)	平成33年度（2021年度）
９割軽減	65,514人 241,747千円	66,494人 245,363千円	－
8.5割軽減	－	88,605人 245,170千円	89,932人 248,842千円

■施行年月日

平成３１年４月１日施行（平成３１年（2019 年）度以後の保険料から適用）

【参考：平成 31 年度予算編成にあたっての財務大臣・厚生労働大臣の合意事項
（平成 30 年 12 月 17 日大臣折衝事項）】

後期高齢者医療制度の保険料（均等割）に係る軽減特例の見直しについて

「今後の社会保障改革の実施について」（平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定）を踏まえ、後期高齢者の保険料（均等割）に係る軽減特例（９割軽減及びび８．５割軽減）について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施することとし、2019 年 10 月から当該軽減特例に係る国庫補助を廃止し、当該後期高齢者の保険料を本則の７割軽減とする。

なお、現行の９割軽減が適用される低所得者に対しては基本的に消費税率の引き上げに当たって年金生活者支援給付金が支給されることなどを踏まえ、現行の８．５割軽減が適用される者に対し、2019 年 10 月から１年間に限り、軽減特例に係る国庫補助の廃止により負担増となる所要額について特例的に補填を行う。

（1-2）保険料軽減割合の見直し（元被扶養者に係る軽減）

■概要

- 平成 30 年度において、被用者保険の被扶養者であった人（元被扶養者）の保険料均等割については、低所得者に係る軽減が適用される場合を除き、一律５割軽減されていましたが、平成 31 年（2019 年）度以後、５割軽減となる期間が制度加入時から２年間に限られることとなります（所得割はかかりません）。
- このことから、平成 31 年（2019 年）度の元被扶養者に係る均等割については以下に区分されます。

①年度途中で「元被扶養者の軽減（５割）」から「低所得者に係る軽減（２割）」に移行
②年度途中で「元被扶養者の軽減（５割）」から「低所得者に係る軽減なし」に移行
③年度当初から「低所得者に係る軽減（２割）」に移行
④「年度当初から軽減なし」
⑤「見直しによる影響なし」※
（※⑤に該当する場合）
- 制度加入後２年未満
- 平成 31 年（2019 年）度当初において既に制度加入後２年を経過している、又は平成 31 年（2019 年）度中に２年経過するが低所得者に係る軽減（５割）に該当

■見直しによる県内における影響人数及び影響額の推計

	影響人数（人）	影響額（千円）
①年度途中で元被扶養者軽減（５割） ⇒低所得者軽減（２割）	87	482
②年度途中で元被扶養者軽減（５割） ⇒低所得者軽減なし	971	8,957
③年度当初から低所得者軽減（２割）	2,139	23,679
④年度当初から軽減適用なし	23,873	440,457
合　　計	27,070	473,575
（参考）元被扶養者の見込み数	58,562	

■施行年月日

平成３１年４月１日施行（平成３１年（2019 年）度以後の保険料から適用）

（２）保険料軽減対象者の拡充

■概要

・平成31年（2019年）度から低所得者の均等割を軽減する所得基準が以下のとおり見直され、対象者の拡充が行われます。

	現行	改正後
５割軽減	33 万円＋27.5 万円×世帯の被保険者数	33 万円＋28 万円×世帯の被保険者数
２割軽減	33 万円＋50 万円×世帯の被保険者数	33 万円＋51 万円×世帯の被保険者数

■見直しによる県内における影響人数及び影響額の推計

	影響人数（人）	影響額（千円）
５割軽減	984	18,155
２割軽減	476	3,513

■施行年月日

平成３１年４月１日施行（平成３１年（2019 年）度以後の保険料から適用）

議案第３号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第３号関係資料

議案第３号　新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

１　一部改正の理由

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制において、時間外労働の上限規則等が導入されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

２　条例改正の概要

（１）正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

３　施行日

平成３１年４月１日

議案第３号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１６号 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第７条　（略） ２　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　（略） ２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第７条第１項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、１か月において２４時間、１年について１５０時間を超えて、第７条第１項に規定する勤務をさせてはならない。 ４・５　（略）	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１６号 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第７条　（略） （新設） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　（略） ２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第７条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、１か月において２４時間、１年について１５０時間を超えて、第７条に規定する勤務をさせてはならない。 ４・５　（略）

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第４号関係

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について

議案第４号関係資料

議案第４号　　平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について

【 補 正 額 】 34千円　追加

【補 正 理 由】 特別調整交付金及び共通経費負担金等の精算について補正するもの。

【歳入予算】　（予算書５頁及び６頁）　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説　明
分担金及び負担金	1,182,073	△ 124,135	1,057,938	共通経費負担金　△ 124,135
繰越金	5	124,169	124,174	前年度繰越金　124,169
補正されなかった款にかかる額	26,968		26,968	
歳入合計	1,209,046	34	1,209,080	

【歳出予算】　（予算書７頁及び８頁）　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説　明
総務費	1,207,866	34	1,207,900	○償還金　34 ・特別調整交付金返還金（H29精算分）　34
補正されなかった款にかかる額	1,180		1,180	
歳出合計	1,209,046	34	1,209,080	

別紙（議案第４号参考資料）

平成30年度　広域連合共通経費負担金内訳資料

（単位：千円）

No.	市町村名	共通経費負担金		
		補正前	補正額	補正後
1	新潟市	355,425	△ 37,325	318,100
2	長岡市	128,996	△ 13,546	115,449
3	三条市	49,902	△ 5,240	44,661
4	柏崎市	44,730	△ 4,697	40,033
5	新発田市	49,679	△ 5,217	44,462
6	小千谷市	21,297	△ 2,237	19,061
7	加茂市	17,592	△ 1,847	15,745
8	十日町市	32,250	△ 3,387	28,863
9	見附市	22,914	△ 2,406	20,508
10	村上市	35,793	△ 3,759	32,035
11	燕市	40,536	△ 4,257	36,279
12	糸魚川市	27,209	△ 2,857	24,351
13	妙高市	20,614	△ 2,165	18,449
14	五泉市	28,884	△ 3,033	25,851
15	上越市	95,026	△ 9,979	85,047
16	阿賀野市	24,159	△ 2,537	21,622
17	佐渡市	35,721	△ 3,751	31,969
18	魚沼市	22,428	△ 2,355	20,072
19	南魚沼市	30,977	△ 3,253	27,724
20	胎内市	18,283	△ 1,920	16,363
21	聖籠町	9,775	△ 1,027	8,749
22	弥彦村	7,581	△ 796	6,785
23	田上町	9,601	△ 1,008	8,592
24	阿賀町	11,127	△ 1,168	9,959
25	出雲崎町	6,514	△ 684	5,830
26	湯沢町	8,003	△ 840	7,163
27	津南町	9,606	△ 1,009	8,597
28	刈羽村	6,085	△ 639	5,446
29	関川村	7,195	△ 756	6,440
30	粟島浦村	4,172	△ 438	3,734
合　計		1,182,073	△ 124,135	1,057,938
広域連合予算額		1,182,073	△ 124,135	1,057,938

議案第５号関係

平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

議案第５号関係資料

議案第５号　　平成３０年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第２号）について

【 補 正 額 】 78,589千円　追加

【補正理由】 特別調整交付金等の精算、前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金繰入金の追加について補正するもの。

【歳入予算】　（予算書５頁及び６頁）　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説　明	
繰入金	2,716,281	76,747	2,793,028	医療財政調整基金繰入金	76,747
繰越金	4,961,927	1,842	4,963,769	前年度繰越金	1,842
補正されなかった款にかかる額	259,553,741		259,553,741		
歳入合計	267,231,949	78,589	267,310,538		

【歳出予算】　（予算書７頁から８頁）　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説　明	
諸支出金	5,112,015	78,589	5,190,604	○償還金	
				・特別調整交付金返還金（H29精算分）	30,075
				・円滑運営臨時特例交付金（H29精算分）	48,514
補正されなかった款にかかる額	262,119,934		262,119,934		
歳出合計	267,231,949	78,589	267,310,538		

議案第６号関係

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

議案第6号関係資料

議案第6号　平成31年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

《歳入歳出予算総額》

11 億 879 万円 （対前年度 1 億 25 万 2 千円、8.3%減）

【増減の主なもの】

（減）特別会計事務費繰出金

主に特別会計の機器更改業務終了に伴う電算システム経費の減少による事務費繰出金の減額によるもの（対前年度 9,755 万円減）

【歳入予算】　（単位：千円）

款	31 年度予算	30 年度予算	比　較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,081,076	1,182,073	△100,997	共通経費負担金 ※議案第6号参考資料参照
国庫支出金	27,515	26,671	844	特別調整交付金
その他の款の計	199	298	△99	繰越金、諸収入
歳入合計	1,108,790	1,209,042	△100,252	

【歳出予算】　（単位：千円）

款	31 年度予算	30 年度予算	比　較	主な科目の説明
総務費	1,107,524	1,207,862	△100,338	一般管理事務費・・・・・・・・・・・・・1,015,718 ・事務局運営費　30,279 ・特別会計事務費繰出金　985,439 職員派遣関係経費・・・・・・・・・・・・ 62,417 ・総務課等職員人件費負担金　62,100 特別調整交付金事業費（補助事業）・・・・・29,028 ・医療懇談会運営等経費　204 ・医療費通知郵送料 （医療費適正化分）18,600 ・広報物作成経費 （医療費適正化分）　7,300
その他の款の計	1,266	1,180	86	議会費、予備費
歳出合計	1,108,790	1,209,042	△100,252	

別紙（議案第６号参考資料）

平成31年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

（単位：千円）

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	325,059
2	長岡市	117,974
3	三条市	45,638
4	柏崎市	40,908
5	新発田市	45,434
6	小千谷市	19,478
7	加茂市	16,089
8	十日町市	29,495
9	見附市	20,956
10	村上市	32,735
11	燕市	37,072
12	糸魚川市	24,884
13	妙高市	18,852
14	五泉市	26,416
15	上越市	86,907
16	阿賀野市	22,095
17	佐渡市	32,669
18	魚沼市	20,511
19	南魚沼市	28,330
20	胎内市	16,721
21	聖籠町	8,940
22	弥彦村	6,934
23	田上町	8,780
24	阿賀町	10,176
25	出雲崎町	5,957
26	湯沢町	7,320
27	津南町	8,785
28	刈羽村	5,565
29	関川村	6,581
30	粟島浦村	3,815
合　計		1,081,076
広域連合予算額		1,081,076

議案第７号関係

平成３１年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号関係資料

議案第7号　平成31年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

《歳入歳出予算総額》

2,690 億 4,230 万 8 千円（対前年度 68 億 9,707 万 2 千円、2.6%増）

【増減の主なもの】

（増）療養給付費（保険給付費）

平成 31 年度の一人当たり医療給付費について、給付実績等を踏まえ料率算定時に見込んだもの

※ 平成 30 年度 690,767 円／人　→　平成 31 年度 697,981 円／人

（減） 電算システム経費（総務費）

主に機器更改に伴うシステム構築等業務が終了したことによるもの

（対前年度 1 億 2,043 万 6 千円減）

【歳入予算】　（単位：千円）

款	31 年度予算	30 年度予算	比　較	主な科目の説明
市町村支出金	44,892,814	43,454,930	1,437,884	
保険料等負担金	23,661,343	22,755,196	906,147	保険料徴収分＋保険料軽減分負担金 ※議案第7号参考資料【B、C】参照
療養給付費負担金	21,231,471	20,699,734	531,737	療養給付費負担金 ※議案第7号参考資料【A】参照
国庫支出金	90,522,900	88,392,643	2,130,257	療養給付費負担金・・・・・・　63,694,413 高額医療費負担金・・・・・・・・　892,969 調整交付金・・・・・・・・・・・・　25,029,513 事業費補助金・・・・・・・・・・・・　180,226 円滑運営臨時特例交付金・・　725,779
県支出金	22,774,440	22,220,345	554,095	療養給付費負担金・・・・・・・　21,231,471 高額医療費負担金・・・・・・・・　892,969 県財政安定化基金交付金・・　650,000
支払基金交付金	107,686,176	104,991,887	2,694,289	後期高齢者交付金
繰入金	2,796,176	2,716,281	79,895	事務費繰入金・・・・・・・・・・・　985,439 医療財政調整基金繰入金　・・1,810,737
その他の款の計	369,802	369,150	652	特別高額医療費共同事業交付金、財産収入、繰越金、県財政安定化基金借入金、諸収入
歳入合計	269,042,308	262,145,236	6,897,072	

【歳出予算】　（単位：千円）

款	31 年度予算	30 年度予算	比　較	主な科目の説明
総務費	1,168,767	1,270,050	△101,283	総務管理費・・・・・・・・・・・・・・1,168,767 ・業務一般管理費　111,378 ・医療給付経費　533,319 ・電算システム経費　389,528 ・医療財政調整基金経費　111,061 ・医療費適正化推進事業費　22,619
保険給付費	266,923,292	260,072,294	6,850,998	療養諸費・・・・・・・・・・・・・・256,787,514 ・療養給付費　249,468,402 ・療養費　1,995,137 ・食事・生活療養費　3,998,223 ・訪問看護療養費　720,687 ・審査支払手数料　604,464 高額療養諸費・・・・・・・・・・・・・8,970,378 ・高額療養費　8,542,261 その他医療給付費・・・・・・・・・1,165,400 ・葬祭費
保健事業費	735,438	591,577	143,861	健康診査事業費・・・・・・・・・・・620,614 ・健康診査業務委託料　581,995 ・歯科健診業務委託料　29,493 その他健康保持増進事業・・　114,824 ・低栄養・重症化予防業務　16,939 ・特別対策補助金　94,873
その他の款の計	214,811	211,315	3,496	県財政安定化基金拠出金、特別高額医療費共同事業拠出金、諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	269,042,308	262,145,236	6,897,072	

別紙（議案第７号参考資料）

平成31年度予算における市町村療養給付費負担金・保険料等負担金見込一覧

（単位：千円）

No.	市町村名	療養給付費負担金【A】	保険料等負担金	
			徴収分【B】	保険料軽減分【C】（保険基盤安定制度分）
1	新潟市	7,030,176	6,608,395	1,559,704
2	長岡市	2,312,097	2,214,786	590,239
3	三条市	889,612	812,292	231,048
4	柏崎市	842,491	730,799	200,405
5	新発田市	838,222	739,315	218,773
6	小千谷市	335,003	287,493	84,662
7	加茂市	272,068	217,241	76,071
8	十日町市	541,292	433,505	166,970
9	見附市	364,230	285,970	97,116
10	村上市	745,361	504,754	186,525
11	燕市	664,540	653,351	174,786
12	糸魚川市	553,284	454,514	131,894
13	妙高市	371,505	288,587	84,134
14	五泉市	505,072	358,693	141,077
15	上越市	1,772,354	1,567,492	423,499
16	阿賀野市	417,891	252,638	108,264
17	佐渡市	719,882	513,787	216,730
18	魚沼市	384,406	293,960	94,797
19	南魚沼市	537,377	415,235	121,103
20	胎内市	296,393	226,666	71,765
21	聖籠町	93,830	60,922	24,387
22	弥彦村	60,963	56,176	16,150
23	田上町	106,691	88,381	28,988
24	阿賀町	200,080	105,754	53,468
25	出雲崎町	54,526	42,675	16,367
26	湯沢町	66,795	75,082	21,269
27	津南町	115,800	85,660	35,572
28	刈羽村	39,746	34,496	9,142
29	関川村	92,227	41,220	21,424
30	粟島浦村	7,557	3,747	1,428
合　計		21,231,471	18,453,586	5,207,757
広域連合予算額		21,231,471	23,661,343	

議案第８号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第８号関係資料

議案第８号　新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

１　協議理由

次項の事由により、当該事務組合規約について変更の必要が生じ、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により構成団体である本広域連合の協議を求められたため。

２　規約の変更に至った事由

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合（以下「当該組合」という。）から非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務について、「単独処理事務と比較して、処理実績があり、委員構成及び事務局体制が充実している。処理事務の専門性が高まり、公平性が確保されることから、共同処理事務に加入したい。」との申出があったため。

３　規約の変更概要

非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の構成団体に当該組合を加える。

４　施行日

総務大臣の許可の日

議案第８号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	組合市町村等
６　地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、上越広域伝染病院組合、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合（略）

附　則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

旧

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	組合市町村等
６　地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、上越広域伝染病院組合、新潟県中越福祉事務組合（略）